



亡くなられた方の不動産の名義 そのままにしていますか？



相続・遺言

令和6年4月より相続登記義務化

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

このような事でお困りではないですか？

✓ Trouble-1

相続に必要な
戸籍を集める
のが面倒



✓ Trouble-2

相続人が多く
知らない相続人
への連絡は？



✓ Trouble-3

預金の解約や
株式の名義変更
など手続きの
時間がない



✓ Trouble-4

手書きの遺言書が
出てきた時の
対応は？



✓ Trouble-5

自分が亡くなった
後の手続きを
任せたい



✓ Trouble-6

相続した不動産は
住まないので
売却したい



お悩み・お困りごとなどお気軽にご相談ください

初回相談 無料

村上司法書士合同事務所

福岡法務局八幡出張所横

〒806-0048 北九州市八幡西区樋口町7-32

093-621-3271

平日8:30~19:00/土日祝 要予約



信頼と実績

創業八十有余年の

ご相談者に寄り添い

あなたの想いをつなぐ

遺言

- 公正証書遺言
- 自筆証書遺言
(遺言書保管制度新設)



遺言書の必要性の高い6つの事例をご紹介します。

例えば・・・

夫婦間に子供がない

両親が亡くなっていれば兄弟も相続人となるので妻に全財産を相続させたい。

例えば・・・

パートナーに財産を残したい

戸籍上、婚姻届を出していない夫婦には相続権がありません。

例えば・・・

相続人がいない

特定の人や法人に財産を渡すことができます。もし相続人がいない場合は、全財産は国庫に帰属します。

例えば・・・

家族の状況に応じた財産を残す

障害のある子供に多く相続させるには遺言書が必要です。

例えば・・・

息子の妻に財産を分けたい

息子の死後、亡き息子の親の世話をした息子の妻には相続権がありません。

例えば・・・

特定の人に事業を承継させたい

後継者として特定の人に継いでもらうには遺言書を作成する必要があります。

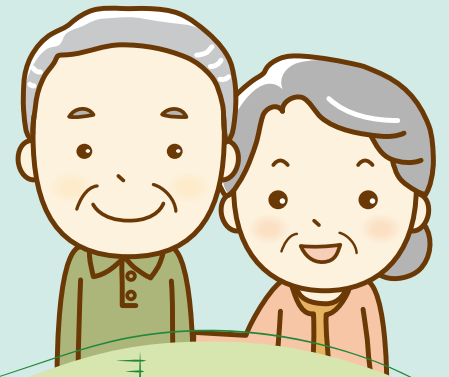
様々な事例に対応致しますので、お気軽にご相談ください。

今からでも間に合う

認知症

への備え

認知症になると、預貯金の解約、不動産・株式の売却ができなくなります。



認知症になる前に・・・

家族信託

- ・委託者(親)が受託者(子)に対して財産管理を委託する契約
- ・不動産の売買や借入などは受託者が行うことができる
- ・遺言の機能を付加することができる

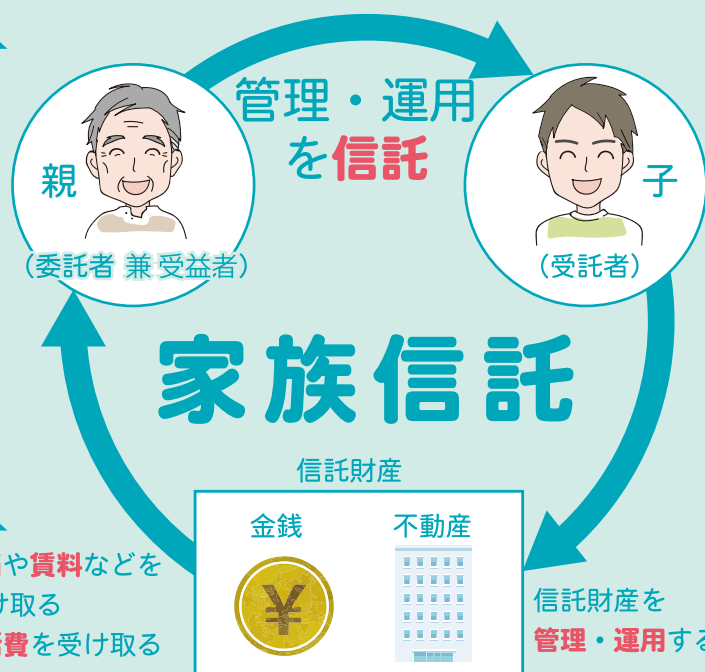
任意後見(成年後見制度)

- ・公正証書で判断能力があるうちに任意後見受任者と契約
- ・後見人は本人が決める(但し後見監督人は裁判所が選任)
- ・委任した内容について任意後見人が代理

認知症を発症した後・・・

法定後見(成年後見制度)

- ・家庭裁判所へ申立、裁判所が後見人を選任
- ・家族が後見人に選ばれる確率は20%前後



管理・運用を信託

親

(委託者 兼 受益者)

子

(受託者)

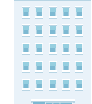
家族信託

信託財産

金銭



不動産



信託財産を管理・運用する

- ・配当や賃料などを受け取る
- ・生活費を受け取る